

Ⅱ 基礎年金番号の導入

1 目的と経緯

- わが国の年金制度は、従来、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立していた。
- 昭和60年の年金制度改正により、全国民共通の基礎年金が導入され、国民年金は、自営業者、サラリーマン、公務員の区別なく、全ての人を対象として基礎年金を支給する制度となるとともに、厚生年金や共済年金は、その上乘せの報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。
- 一方、年金制度の加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、平成9年の基礎年金番号導入前においては、
 - ① 制度を通じた記録の把握が困難
→ 職業等の変更により、加入する年金制度が複数ある場合等には、年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間がかかる
 - ② 制度加入等の際に加入者に届出をしていただくことになっており、届出等がなければ保険者側で情報の把握が困難
→ 国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出もれが発生（未加入者の把握が困難）という問題が生じており、こうした問題は、無年金者の発生など制度そのものの公平性、安定性が図れないことにもつながっていた。
- このような様々な問題解消を図り、年金事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入した。

〈参考〉 平成9年1月時点の基礎年金番号付番件数 1億156万件

2 年金記録の整理・統合

1) 過去の年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合（過去記録の整理）

- 平成8年12月以前に加入していた国民年金、厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ統合するため、基礎年金番号を本人に通知した際に、複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただくこととし、約916万人の方から申し出があった。

また、このほかに、名寄せ処理（基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険の情報（氏名、性別、生年月日の3項目一致者））を行い、複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方を、約902万人抽出した。

この計約1,818万人に対して、平成10年度から平成18年度まで計画的に照会を行い、平成18年度末までに、約1,253万人の方から回答をいただき、その回答に基づき、927万人について記録の統合処理を行った。

- さらに、この間に、年金裁定時や年金相談等の際に、ご本人が確認の上、基礎年金番号への統合を進めてきた。
- その結果、平成18年6月1日現在、基礎年金番号に未統合の記録は約5,095万件であり、このうち、60歳以上が約2850万件、60歳未満が約2215万件、生年月日を特定できないものが約30万件ある。

※平成19年4月1日現在では、未統合の記録は約4949万件であり、10か月で約146万件を統合。

2) 基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消

- 加入している年金制度を異動する際又は事業所を変更する際に基礎年金番号の申し出がない場合は、氏名・性別・生年月日により既に付番していないか確認することを徹底した。
- しかし、本人からの回答に錯誤があった場合や婚姻により氏名を変更した場合等は、別人と判断して新規付番し、その結果、重複付番が発生するケースがある。
- このため、平成9年8月、平成12年12月及び平成16年度以降は毎年、同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者をいう。）を行い、重複付番解消の処理を行っている。

〈参考〉 平成9年8月同一人調査 約98万人 → 平成18年10月同一人調査 約2万人

3. 基礎年金番号の実施に伴う共済組合との情報交換

- 共済組合の組合員の加入記録及び共済年金の受給権者記録の管理は、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び各地方公務員共済組合等（平成19年4月1日現在15共済組合等）が行っている。
このため、年金加入記録に共済組合員期間がある方についての詳細なご相談は、各共済組合等が窓口となる。
- 社会保険庁では、平成9年1月の基礎年金番号の導入に伴い、各共済組合等からその一部の情報について定期的に情報提供を受けている。

〔提供を受けている共済組合員情報〕

<p>ア 基礎年金番号導入時に提供された情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年1月に現存している共済組合の組合員の加入記録 （平成8年12月以前に資格喪失したままの方についての加入記録は、保有していない）
<p>イ 基礎年金番号の導入以降に共済組合と交換している情報</p> <p>※組合員の加入や脱退などの情報及び受給権者の共済年金額（職域加算額を除く）等の情報については、右の頻度で提供を受けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団 → 毎月1回 ・各地方公務員共済組合（地方公務員共済組合連合会を經由） → 共済組合によって月1回、隔月、年2回 （対応可能な地方公務員共済組合から、段階的に情報提供を受ける回数を増やしている。引き続き、個々の地方公務員共済組合との間で、情報交換の実施方法について検討していくこととしている。）

- 今後、被用者年金の一元化に向け、更なる情報の共有化を進めていくこととしている。